

事業番号	269
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	民間建築物吹付けアスベスト対策事業				担当部	都市建設部					
	会計区分	一般会計		事業類型	一般	担当課	建築課					
	事業期間	平成21年度		～	平成30年度以降		担当係	建築係				
	総合計画 分野別計画	主目的	6 都市基盤		28 住宅		1		安全・安心で良好な住宅・住環境の整備を推進します			
		副目的										
	予算区分	款	8	項	1	目	2	大	4	中	1	
	根拠法令・個別計画	石綿障害予防規則、建築基準法、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱										
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	民間建築物に露出して吹付けられているアスベストを分析調査、除去等を促すことにより健康被害を予防し、市民の安全・安心を確保する。										
	内容 (手段)	<p>◆平成25年度実施内容</p> <p>【アスベストの分析調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の所有者又は管理者が行う壁、柱、天井等に露出して吹付けられた建材に係るアスベストの含有の有無のアスベスト分析調査に要する費用に対して全額、ただし上限250千円の助成を行う。 国100%負担 ・建築物の所有者から数件の問合せがあったが、対象(吹付けられたアスベスト)ではなかったため、実績はなかった。 <p>【アスベストの除去等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去、封じ込め又は囲いこみ等の改修がされたときには、改修に要する費用に対して2/3以内の額、ただし上限1,800千円の助成を行う。 国50%、県25%、市25%負担 ・建築物の所有者から問合せがあったが、分析調査と同様に対象ではなかったため、実績はなかった。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報7月1日号、9月1日号、11月1日号に記事を掲載した。 <p>◆平成25年度直接経費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析調査補助(0千円) ・除去等補助(0千円) <p>◆平成26年度直接経費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析調査補助(500千円) ・除去等補助(1,800千円) 										
	受益者負担											

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	1,763	0	0	2,300	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.05	0.05	0.10
			人件費	千円	526	263	263	526
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	2,289	263	263	2,826		
対前年比	%			11.4	100.0	1,074.5		
財源	一般財源	千円	959	263	263	1,134		
	国・県支出金	千円	1,330	0	0	1,692		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	分析調査棟数	棟	目標	2	2	2
実績				1	0	0	
除去等改修棟数		棟	目標	1	1	1	1
			実績	1	0	0	
			目標				
			実績				
業	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	延べ分析調査棟数	棟	目標	2	2	2	2
実績			1	0	0		
	延べ除去等改修棟数	棟	目標	1	1	1	1
			実績	1	0	0	

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	分析調査、除去等について、数件の問い合わせがあったが、補助対象となる吹き付けアスベストではなかったため、実績はなかった。				
		事業実施における課題	市内にある吹き付けアスベストが使用されている建築物の数が不明なため、直接所有者にPRができない。(戸建て住宅よりも工場や倉庫等の事業所に使用されていることが多い)				
		事業を縮小・廃止したときの影響	吹き付けアスベストの除去に係る費用は高額なため、補助制度が廃止され自己負担となれば、違法な除去工事が行われる可能性があり、アスベスト飛散による被害が起る恐れがある。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	延べ床面積80㎡以上の建築物の解体については、建設リサイクル法により届出が必要であり、大抵は解体を請け負った業者から届出がされる。その受付の際、業者に補助制度のPRを行い、補助制度がある事を知っていただくことで、今後解体工事を請け負う際に所有者に周知して頂くようにしていく。				
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
	判定理由	アスベストは健康被害を及ぼすものであり、除去等には特殊な工事が必要で、高額なため、この制度は建築物の所有者の負担軽減のためにも継続する必要がある。分析調査にあつては全額国庫補助ということもあり、縮小・廃止は検討しておりません。					
	27年度以降の改善案	戸建て住宅で吹き付けアスベストを使用している事例は少ないと思われるため、古い事業所から順に吹き付けアスベストの使用状況をアンケート等で調査し、建物所有者にPRする。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。 アスベスト使用の可能性の高い古い事業所等へのPRを行うこと。